

「地方税に関する事務 全項目評価書」(素案)
新旧対照表

I 基本情報

| 該当箇所 | | 変更後 | 変更前 | 変更理由 |
|---------------------------------|---|--|------|-----------------|
| P. 8 システム 11 | ①システムの名称 | 証明書自動交付システム | (追記) | コンビニ交付サービス実施のため |
| | ②システムの機能 | 1 データ連携機能 税務情報トータルシステムから賦課・収納に関するデータを日々連携する。 2 証明書データ作成等機能 コンビニ等の店舗に設置されているキオスク端末を利用した納税証明書等の各種証明書発行要求があった際、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、各種証明書データを作成し、送付する。 | (追記) | コンビニ交付サービス実施のため |
| | ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (証明書交付センター) | (追記) | コンビニ交付サービス実施のため |
| P. 14 (別添1) 事務の内容 収納管理 | <pre> graph TD A[区民] -- "②① 納税証明書等申請" --> B[コンビニ] subgraph B [コンビニ] C[キオスク端末] end B -- "②① 納税証明書等交付" --> A C --> D[証明書交付センター] D --> E[証明書自動交付システム] E --> D D --> C </pre> | | (追記) | コンビニ交付サービス実施のため |
| P. 14 (別添1) 事務の内容 (備考) | ①⑨納税証明書、課税証明書、非課税証明書のデータを証明書自動交付システムに連携する。 ②⑩区民等からコンビニで、納税証明書、課税証明、非課税証明の申請を受付する。 ③⑪区民等にコンビニで、納税証明書、課税証明、非課税証明を交付する。 | | (追記) | コンビニ交付サービス実施のため |

「地方税に関する事務 全項目評価書」(素案)
新旧対照表

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

| 該当箇所 | 変更後 | 変更前 | 変更理由 |
|--|--|---------|-----------------|
| P. 47 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 | (3) 件 | (2) 件 | コンビニ交付サービス実施のため |
| P. 49 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 | 証明書自動交付システムの保守業務 | (追記) | コンビニ交付サービス実施のため |
| P. 51 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 | <p style="text-align: center;"><証明書自動交付システムにおける措置></p> <p>・証明書自動交付システムでは、年度更新時に古くなった不要な税情報を消去し、直近4年度分の税情報のみを保管するようにしている。</p> | (追記) | コンビニ交付サービス実施のため |
| P. 51 7. 備考 | <p>・コンビニ交付サービスにおいて、<u>機構の証明書交付センターでは証明書データを保持しないほか、コンビニ事業者のキオスク端末では証明書発行後速やかに証明書データを消去する仕組みとなっており、区以外の者が特定個人情報を保管することはない。</u></p> | (追記) | コンビニ交付サービス実施のため |

「地方税に関する事務 全項目評価書」(素案)
新旧対照表

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

| 該当箇所 | 変更後 | 変更前 | 変更理由 |
|--------------------------------------|---|------|-----------------|
| P. 89、90 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | (追記) | コンビニ交付サービス実施のため |
| P. 93 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 | <p><当区における措置></p> <p><証明書交付センターにおける措置></p> <p>・広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。</p> <p><キオスク端末における措置></p> <p>・端末は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。</p> | (追記) | コンビニ交付サービス実施のため |
| P. 93 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 | <p><当区における措置></p> <p><証明書交付センターにおける措置></p> <p>・機構の証明書交付センターと区の証明書自動交付システムとの間は行政専用のネットワーク(LGWAN)回線で、同センターとコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末との間は専用回線でそれぞれ接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。</p> <p>・上記の回線におけるデータ通信は、SSL通信により通信内容の暗号化を実施している。</p> <p><キオスク端末における措置></p> <p>・証明書のデータについては、発行後速やかにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。</p> <p>・パスワードにより、端末保守員以外の者が端末のプログラムにアクセスすることを排除する。</p> | (追記) | コンビニ交付サービス実施のため |

「地方税に関する事務 全項目評価書」(素案)
新旧対照表

| | | | |
|--|--|-------------|-----------------------------|
| <p>P. 94</p> <p>リスク2:特定個人情報 情報が古い情報の まま保管され続け るリスク リスクに対する措 置の内容</p> | <p><当区における措置></p> <p><証明書自動交付システムにおける措置></p> <p>・証明書自動交付システムにおいては、年度更新時に古くな った不要な税情報を消去し、直近4年度の税情報のみを保有 するようにしているため、古い情報のまま保有され続けるこ とはない。</p> | <p>(追記)</p> | <p>コンビニ交付サー ビス実施のため</p> |
| <p>P. 94</p> <p>特定個人情報の保 管・消去におけるそ 他のリスク及び そのリスクに対す る措置</p> | <p><キオスク端末における措置></p> <p>・個人番号カードの取り忘れ防止のため、カードを取り外さ ないと証明書発行画面に進むことができないほか、証明書の 取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表示によって注意 喚起を促している。</p> <p>・<u>証明書を</u>取り忘れた際は、<u>原則、コンビニエンスストア等</u> <u>の従業員が所轄の警察署に届出を行うこととする内容の契</u> <u>約が、機構とコンビニ事業者との間で締結されている。</u></p> | <p>(追記)</p> | <p>コンビニ交付サー ビス実施のため</p> |

※ 青字下線部分は、9月5日の差替えによる追加箇所です。